

日時：平成 26 年 6 月 4 日（水）午前 10 時 15 分～

場所：大阪市役所 P 1 階 会議室

大阪市特別職報酬等審議会 議事録

（池田会長）

それでは、定刻が参りましたので、これより第 3 回大阪市特別職報酬等審議会を始めたいと思います。皆さま、本日は大変お忙しい中、誠にありがとうございます。

当審議会は、毎回申しておりますが、「会議の公開要領」により、公開させていただいております。

それから、傍聴いただいている方をお願いでございますが、皆さま方に既に配布しております傍聴要領がございます。そこに書かれてございます順守事項等をお守りいただきますよう、改めてお願いを申し上げます。

それではこれより会議の方に移りたいと思いますが、お手元にまず配席図がございます。見てすぐお分かりのように、藪根委員、山崎委員、両委員におかれましては本日所用により欠席となっておりますので、予めご了承くださいます。

それから、お二方からは事前に事務局の方にご意見をいただいております。後ほどご紹介させていただきたいと思います。また、本日の市側の出席者は基本的に前回同様でございます。人事室、政策企画室、財政局それから市会事務局から出席いただいております。それでは早速審議に入ります。

本日の審議の開催にあたりまして、第 1 回と第 2 回、それから事務局による資料説明、副市長との意見交換等に時間をこれまで割いてきたところでございますけれども、改めて委員同士による忌憚のない集中的な議論が必要であろうと考え、前回の審議会で私の方から提案をさせていただきご理解をいただいたところです。従いまして、本日の審議会の議論のテーマについては、予め事前に事務局から委員の皆さまの方にお示しをさせていただき、また、大変お忙しい中、ご負担等をお掛けしたところでございまして、改めて厚くお礼を申し上げたいという風に思います。そのようなところで、なるべく委員が出席する審議会となるとスケジュール調整が厳しいところもありますので、折角こういう形で場がもてるということですので、効率的、効果的な議論、それから 4 つのテーマについて方向性を出していくというのが全体の答申に向けたスケジュール感からはかなり重要だと思っておりますので、その点は改めてご協力の程よろしく申し上げます。

それでは、前回少し事務局側の方に質問が投げられた点がございましたので、その点について簡潔に事務局の方から説明していただきます。それではよろしく申し上げます。

（給与課長）

おはようございます。本日もよろしくお願いいいたします。座ってご説明させていただきます。まず資料のご確認をお願いします。本日の次第、委員名簿、本日の議論の主なテーマ、右肩に参考資料と書いたもの、それから第2回議事要旨でございます。それと後1枚、グラフをお配りしております。

それでは前回、今日のご欠席でありますけれど、山崎委員からご質問がありました2点について、お手元の参考資料と記した資料でご説明いたします。まず、特別職等の報酬の基準についてでございますが、前回地方自治体の首長の給料について、例えば国の事務次官を超えないといった、そういう基準があるのかといったお尋ねがありました件でまとめたものでございます。地方自治体の首長の給料の上限を定めた法令や通知はございません。また、国からは、当審議会で審議いただいた内容を踏まえまして、条例改正をすることを求められているところでございます。ここでは別途、事務次官の給与を基準とするルールが存在いたしますので、それをご参考までにお示しさせていただいております。一つは国会法の第35条でございますが、議員は、一般職の国家公務員の最高の給与額より少なくない歳費を受けるという規定がございます。ここでいう一般職の最高額と言いますのは、指定職俸給表8号俸というもので、金額で言いますと119万8千円、事務次官や警察庁長官がこれにあたる訳ですけれども、国会議員にはこれを下回らない歳費を支払うといった規定でございます。また、国の方では弁護士ですとか公認会計士、国税審判官など特に高度な専門職域の人材を任期付き職員として採用する場合に、任期付きの俸給表というのは設定しているんですけれども、特別の事情がある場合にはそれを超えることが出来るというものがありまして、その場合にあっては、指定職8号俸、先ほど申し上げました事務次官の水準を上限とした範囲で設定することが出来る、そういう例がありましたのでお示しさせていただきました。

それと裏面でございます。同じく山崎委員の方からお尋ねがあったのですが、全国で退職手当を受け取らないとしている首長がどれくらいいるんだというお尋ねだったと思います。そのお尋ねについて、ちょうどこの26年4月の調査で、地方行財政調査会が調査した結果がございましたので、そこにお示ししております。これによりますと、そうした特例条例によって、退職手当を一切受け取らないとされている首長は9名ということでございます。

以上、前回のお尋ねについての説明でございました。

(池田会長)

はい、ありがとうございます。お手元の議事次第の1、2のところは済みまして、いよいよ3ということでございます。

(渡部委員)

会長、ちょっとだけいいですか。今のところで1点だけ質問があります。

(池田会長)

はい、どうぞ。

(渡部委員)

詳細な説明をありがとうございました。一部不支給の件ですが、市長、副市長は大阪市が出ておりますね。これは削減をしているという意味を不支給という言葉でいっておる訳ですね。

(給与課長)

はい。この地方行財政調査会の資料の表現が一部不支給となっておりますが、内容は今渡部委員がおっしゃった通り、一部金額をカットしているということです。

(渡部委員)

はい、これは非常に興味深いのですが、この不支給は市長で何自治体、副市長で何自治体ございましたか。帰って調べれば分かるんですけども。

(給与課長)

調査対象が、政令市 20 市、中核市 43 市を含めた 141 都市の集計でございますが、退職手当を支給しないとされている市長が 9 都市、副市長の場合全額不支給としているのが 2 都市ですね。一部カットしている市長の部分で 18 都市、副市長の部分で 16 都市となります。

(渡部委員)

はい、分かりました。ありがとうございました。

(池田会長)

それではこれより、本日のテーマについて各委員の意見を出していただきたいと思いません。

まずは、4つのテーマをお示ししておりますけれども、全体に関わる、このテーマに特定してというのはまた後ほど具体的な形で詰めさせていただきますが、全体のテーマとの関係で各委員の立ち位置と言いますか、そういったところを総論的にお話いただければと思います。勿論個別のテーマにかかわる議論を避けるといった趣旨ではございませんが、まずは全体について各委員の意見をお聞きしたいと思います。

そうしましたらこれまでと同じように、生駒委員からご発言いただければと思います。

(生駒委員)

全体を通して私が関われそうなところ、中小企業の経営者の代表という形で来させていただいていると思いますので、民間比較というところの点では発言が出来るのかなと思っております。ただ大企業レベルになると私は分かりませんので、倉持委員のご意見になるかと思うのですが。副市長が質問の内容を先日お話いただきまして、私自身感じたことです。ほぼフルタイムで、非常に多岐に渡った業務を、特別職の方々、市長、副市長は対応されていると理解しました。もう一つは定められた期間の中で、ある一定の成果と言いますか、職務をこなさなければならないということも非常に業績と言いますか、重い仕事をされていると理解しました。とりあえず簡単ですが、まずはまとめということで。

(池田会長)

はい、ありがとうございます。それでは続きまして倉持委員、お願いします。

(倉持委員)

私はやはり、特別職の方の給料について、給料というものは基本的に仕事に見合った報酬水準が出されるべきだと思いますね。勿論、フルタイムでハードな仕事ならばそれに合った報酬が支給されるべきだと思っております。ただ議員であるとか、市長もそうですけれど、選挙の洗礼を受けられる方についてはですね、報酬とは別に政治活動的なものをどう担保していくのかという問題はありますから、一定の上限で、現在でも色々活動費的なものが出されている訳ですから、その活動の内容についてはクリアにしていくことによって、実費精算のような形で限度を設けてやっていくと。報酬は報酬としてきちり日本国での水準を出していくべきだと思います。

それから退職手当については、私は市長と副市長とでは、先ほど言いましたように選挙の洗礼という問題があります。それからまた多選の問題について、報酬的に一定の歯止めはすべきだと思いますし、そもそも退職手当の考え方が先ほど申しましたように、報酬の延長線上で考えていくべきだと。フルタイムの報酬を貰っている人が、退職金の性格は3つあると言われている訳ですが、そういった面では老後の生活を一定程度担保していくというのは適正ではないかと思えます。

一方で期間が限られて、その任期の中で仕事をしていくタイプの方については完全に企業の役員と同じように給与の後払的性格が非常に強いのではないかと。

そういった面で、選挙の洗礼を受けている人とそうでない人と、少し差を設けて考えていってはどうかと思っております。以上です。

(池田会長)

はい、ありがとうございます。それでは中村委員、お願いいたします。

(中村委員)

すみません。前回副市長にヒアリングさせていただいて感じたことなんですけれども、やはり市役所での色々なご経験が活かされていて、当たり前なんですけれども、どなたでも出来るような仕事ではないというのを認識いたしました。選ばれた方でないと市長をサポートすることはかなり難しいだろうと。それに従って見合う報酬を設定していただくというのが、当たりのことのように感じたんですけれども。大阪府の報酬の検討をさせていただいている時からお話していたことなんですけれども、退職金についての理解が民間の感覚とかけ離れているように思いました、報酬についてはどれくらいの金額が業務内容に見合って妥当かというのを検討するのは適正だと思うんですけれども、任期が終わったらそれごとに退職金を受け取るというのは、ちょっと感覚的に理解しづらい点がありまして、そこについては今後も一緒に検討させていただきたいなと思っております。

(池田会長)

ありがとうございます。それでは、西委員、お願いします。

(西委員)

なかなか不慣れなことで、色々資料を沢山いただきまして、消化不良でどこまで理解出来ているか自分でも分からないんですけれども、ただ前回ですね、収支バランスは取れていると、市の財政は健全だと説明されたんですけれども、通常収支が不足するので補てん財源でというお話をした時に、それは納得出来ないと言いますか、家計だったらこれはとても大変なことだと思ったんですね。やはり将来の子どもたちに負担を残さないためにも、本当は入ってきたお金でそれを使ってというような風出来るだけしていただけるように、市のトップの方の仕事は大変だということは充分理解出来るんですけれども、やはりここで自ら身を切って姿勢を示していただけたら市民としても、素晴らしい市長と副市長だと思えるかなと、皆さんのように難しいことで答えを出している訳ではないのですが、そんな風に考えております。

(池田会長)

はい、ありがとうございます。それでは渡部委員、お願いします。

(渡部委員)

私のコメントでございますが、特別職は地方自治推進の要職であり、地方自治は民主政治の基盤であるため、地方自治体は民主制、効率性、透明性高き住民自治を促進し、住民に対してより良きサービスをより安いコストで提供をする義務がございます。その場合、米欧の民主主義の基盤となってきた地方自治のあり方も十分に参考にし、世界的に誇れる大阪市の地方自治を再構築する広い視野と覚悟が要請されると思います。単に金額だけで

はなくてですね。

そしてもう一点、私は国際比較が専門で色々やっている訳ですが、国際比較というと過敏に反応されることがありまして、世界は世界、日本は日本というんですが、この激動している世界で日本の地位が落ちているというのは、結局世界動向を的確に把握していないからであります。長期的な生産年齢人口逡減、高齢者増加、趨勢的税収減少など厳しい客観的環境下で、大阪市は積極的打開策を断行すれば、健全な財政と民主制、効率性、透明性高き地方自治を意欲的に確立し、大阪市の財政も長期的に健全化し、必要不可欠な人件費の削減に悩むような、そういう実態を克服出来ると確信しております。特に趨勢的税収減少と言いましたらですね、資料を分析すればすぐ分かる訳ですが、景気に変動しにくい安定した税収である個人市民税、固定資産税、都市計画税、これが大阪市の場合はですね、着実に減少している訳なんですね。非常に面白いのは、横浜市なんかは統計も並べておりまして、足し算なんかも出来やすいのですが、大阪市も参考にされたらどうかと思います。

3つほど私がやるべきことを言います。時間的なこともありますから、要点だけ言います。

1つ目、基本条例の制定。政令都市第1号として大阪市の基本条例、チャーター、基本憲章とも言いますが、大阪市基本条例を制定し、特別職報酬も必須記載事項として明示すべきであろうと。例えばニューヨーク市では必ず基本憲章を制定し、自ら施行する地方自治の目的、そのための主要政策手段を明確に記載し、住民に周知徹底すると共に、市議会議員の自戒の象徴となっております。

2つ目、遊休資産の整理、売却。主として府モデルに対応した新公会計モデルを2015年度導入するという積極的な発言もいただきました。財政逼迫のため特別職報酬を検討する前に、財政逼迫回避の有力策として巨額の遊休資産の有効活用や積極的売却を断行し、累積債務の削減、金利負担の逡減を強力に推進していくことが必要であろうと思います。

3つ目、生活保護制度改革の霞が関への提言。市財政の大きな圧迫要因として生活保護関連費用が膨大だというお話をいただきました。勿論、市の生活保護対応策に一部問題があるかもしれませんが、しかし、本質的には公的私的年金制度の国際比較研究を推進している一年金学者としてはですね、現在日本における生活保護制度が非常に問題であると。米欧ではですね、地方自治体における生活保護制度はですね、所得保障制度の一環として、中央政府における年金政策と一体化して、更に失業保険なんかとも一体化しており、非常に公平性、効率性、透明性が高い内容となっており、制度運営実態もやはりそうっております。しかし世界動向にも乖離した不合理な実態になっておると。だからこの3つの基本政策をきちんと断行すれば財政危機も安定し、厳しい人件費削減で一般の職員まで苦しんでいると。そういう時に特別職の報酬を1%上げましょうか、下げましょうかという、些末といったら失礼ですが、小さな問題が、基本的な政策を根本から見直す。特に橋下市長は大阪から日本を改革すると言っておられる訳ですから、日本の生活保護政策はおかしいじゃないですかということをしてですね、霞が関に提言するだけじゃなくてですね、国会

議員も大阪から出ている訳ですから、議員提案もしてもらってですね、おかしな政策はですね、大阪から改革を発信するんだという意気込みでですね、取り組んでもらいたいと思います。以上。

(池田会長)

ありがとうございます。欠席委員におかれましては、予め事務局の方に意見を届けていただいております。多少時間がかかるようなボリュームがあるように伺っておりますが、一応フルでお願いいたします。

(給与課長)

それでは、今日欠席の2名の方のご意見ということで、事前をお願いをしておりました。今回ご意見をお寄せいただきましたのが、山崎委員でございます。その点につきまして、何点かに分かれていただいておりますが、会長からもございましたので、一通りご紹介させていただきますしたいと思います。

まず、国際比較についてということでございます。特別職報酬についての世界動向調査につきましては、大変興味深い調査であり、そのご努力に敬意を表します。しかしながら、報酬額のみを比較して、日本の特別職の報酬が高く、引下げなければならないと結論付けることは、論理の飛躍があると言わざるを得ません。数字の大小を比較するのであれば、対象とする事象が発生する前提が同一条件でなければ、学問的な比較とは言い難いのではないのでしょうか。そうした観点からは、米国と日本では、民主主義の成り立ち、歴史が大きく異なるために、主たる仕事を持ちながら、兼職、あるいはボランティア的位置づけで市長職を務める人は、日本ではまだまだ少ないことに注意しておくべきです。また、日本では市長に立候補する人の多くがそれまでの職を辞して立候補している実態を認識しておく必要があります。このように、米国と異なり、市長職が1つの職業として捉えられ、成り立っている現状からしても、単純な数字比較で報酬の高低の是非を議論することは危険であると考えます。このことは議員についても同様です。

この後、ご説明しますけれども、資料が1枚グラフで入っております。これは山崎委員が整理された資料をそのままお配りさせていただいております。ベースになっておりますのが、前回渡部委員から提出いただいた資料の数字をお使いになって、住民人口の違いで数字が比較しづらいということがありましたので、大阪市の人口を基準に考えた場合、大阪市よりも多い所、例えばニューヨークでしたら大阪市より3倍ほど人口が多いので、住民コストも3倍してみると、実際にかかっている費用がどれくらいか見えると。逆に、一番少ない東大阪市であれば、大阪市の住民人口に比べて0.19倍ですので、大阪市の人口に0.19倍して計算して、人口の影響を受けない表というものを山崎委員が考えられて作られたのがお配りしているグラフでございます。

そこで、人口による影響を排除する一つの方策として、大阪市の人口を基準として、比

較検証されている都市の人口が何倍であるかを算出し、例えばニューヨークで3.04倍、東大阪市で0.19倍、その数値を比較検証都市の住民1人当たりの市長コストに乗じた数字を検証してみました。このグラフからは住民1人当たりのコストについて、以下のようなことが読み取れます。

- ・日本都市の優位性は変わらないものの、ここでいう優位性とは高いという意味だと思えますが、当初データのようなドラスティックな差は見られなくなりました。

- ・アメリカの4大都市は、やはり都市格の違いを反映してか、他の米国都市よりも高い水準にあり、日本の中核都市並みの値となっている。

- ・大阪をはじめとする政令指定都市は、都市格を反映して、他の日本都市よりも高い水準にあるが、日本の都市は、概ね6から10の間、これは1人当たり6円から10円という意味だと思えますが、に収まっており、日本には、そのような一定の相場感があることが推察される。

- ・一方、アメリカの都市においては、相当大きなバラツキが観察されている。このことから、アメリカにおいては、地方自治に対する考え方、市長職に対する考え方が、都市によって大きく異なると考えられる。

このことから、日本においては、戦後与えられた民主主義の発展過程の中で、市長職も一つの職業とみなすような、おまかせ的な観客型民主主義の色合いが濃いのに対し、アメリカでは、住民自治という参加型民主主義が定着しているということが言えるのではないのでしょうか。それも一律ではなく、都市間で、そのあり様は異なっているということです。渡部委員提出資料からはこのようなことも読み取れるのではないかと拝察します。

それから、市長、副市長の報酬のあり方について、書かれています。民間企業であれば、収益や株価などニュートラルに評価出来る指標がありますが、特別職においては何をどのように、どのような指標で評価するかという手法が確立されていないことから、業績に基づいて報酬を決めていくことは困難を伴います。また、これまで考察してきたことを踏まえれば、単純な国際比較で特別職の報酬を引き下げるとは、観客型民主主義に資することはあっても、参加型民主主義を啓発することにはならないと考えます。加えて、不用意な報酬引下げ議論は、デフレ脱却に向けての日本社会全体の動きに冷水を浴びせることにもなります。更には、特別職の報酬を引き下げるとは、必ずや職員の賃金にも波及します。市長の報酬が相場感で動いているように、日本の労働市場では賃金が一種の相場感で動いている現実を踏まえれば、これ以上の賃下げは優秀な職員の確保を困難とし、大阪の地盤沈下が更に決定的なものとなることが懸念されます。

また、大阪の発展に向けては、市長には多様な人材に立候補していただける報酬を用意しておくべきだと考えます。経済界の第一線で活躍されている企業の社長、重役クラスの賃金調査結果、またこれまで述べてきた通り、市長に立候補する人の多くが、それまでの職を辞して立候補している実態、更には多様な人材に立候補していただける報酬といったことを鑑みれば、現在の退職手当を含めた総額年収レベルでも決して高くないと思えます。

また、副市長についても職員が目指すべき最高の職位であり、それにふさわしい報酬としなければならないことから、概ね現水準で妥当と考えます。

以上、述べてきたことから、市長、副市長の報酬については、基本的に現状維持でいいのではないかと考えます。

それから、退職手当についてですが、特別職の退職手当については違和感があることは事実です。ですが、これを年収として組み込めば、年俸が見かけ上跳ね上がってしまい、またもや高い、低いの議論に陥ることが想定されます。また現在その職にある方々は、退職手当がある前提で、その職に就いておられることからすれば、任期途中での制度変更には無理があります。従いまして、退職手当部分は後払いの観点から残しながら、市長に当選された方の判断で不要な人は辞退出来る形をとればいいのではないのでしょうか。その報酬に値する仕事をしたのかどうかは、4年に1回の選挙で有権者が判断すべきことです。従って、2期目に挑戦して落選すれば、退職手当は半減という制度があってもいいのではないかと思います。

また、これは全般にかかっているのですが、地域手当についてはその是非について更なる検討が必要と考えます。

というのが、山崎委員からのご意見でございました。

(池田会長)

ありがとうございます。これより、予めお示しをしております各個別論点について集中的に意見を共有出来ればと願っているところですが、まずは市長、副市長の職責、執務状況への評価、この一点に絞って意見交換したいと思います。先程からもご意見いただいておりますように、仕事に見合った報酬というのが必要だというご意見もあります。それと、副市長との実際の意見交換もさせていただいたところですが、そういったところも含めてご議論いただきたいと思います。これは特に委員の順番は考えておりませんので、ご自由にご発言いただければと思います。いかがでしょうか。

(生駒委員)

先程から皆さんから意見が出ておりますが、市長は選挙で選ばれた人、方向性、これは副市長もそうですが期間限定で執行していかなければならないという非常に重責という風に考えます。更に今度は副市長ですが、先ほどおっしゃっていた通り、なかなか誰でも出来ることではないと。市長がおっしゃっていたことを、ちゃんと執務執行出来るように、この組織を多岐を超えて、回していかなければならないというところで、どちらも非常に幅が広く、就いていただく方々には最適な、優秀な方々に就いていただかなければならないという風に思います。そうしますと、そのためにはそれなりの報酬というものがついてくるのではないかなという風に考えております。以上です。

(池田会長)

ありがとうございます。どなたからでも構いません。今、生駒委員からご指摘いただいたようなところで、基本的には共通認識というか、そのようなところでよろしゅうございますか。副市長から実際にヒアリングをした段階でも、相当なボリューム感、そしてクオリティの面でも相当な厚みを持っているというところがあるという風に思いますので、それをそのまま評価をするというところで。

(渡部委員)

ちょっとよろしいですか。

(池田会長)

どうぞ。

(渡部委員)

先ほど倉持委員が興味深いことを言われて、私も関心したんですが、先日も副市長に質問したのですが、倉持委員は非常に幅広い情報をお持ちですから、欧米では最近新公共管理論というね、NPMというんですが、地方行政における民間企業の経営手法などを反映した、市長主導の行政効率化が重要視されているところです。それに対応して、首長の報酬を価額化することも容認すると。つまり非効率な地方行政に、企業経営的な理念や発想をですね、特に地方行政に反映し、きちんと対応して市の財政を改善すれば、かなり多額を払ってもいいんじゃないかと。私も基本的にこの考え方に賛成なんです。但し、業績が悪かったらそれはまたそれなりの対応をするべきだと思うんですが、倉持委員はこの点どのようにご認識でしょうか。

(倉持委員)

先程もありましたけれど、民間企業での業績評価のようなことはなかなか難しいというご意見はありましたけれど、私はですね、業績評価というのは、民間企業で言えば決算期ごとに目標を掲げて、目標の達成度によって、当年度の報酬なり次年度の報酬あるいは賞与というのが決まってくる訳ですね。私は市長の場合は、今先生がおっしゃったようにですね、選挙公約ではないかと。それをきっちりと明示をして、こういうことをやりますと言って選挙を受けていただくと。選挙民が支持をすれば当然当選をする訳ですし、またその成果が良ければ、それはまたこういった審議会等においてそういった実績を勘案して臨時の報酬なり賞与なり、そういうものを出していくような柔軟性のあるですね、評価体系は入れることは可能だと思います。

(渡部委員)

私も全く賛成でございましてですね、大切な基準の一つが私の考えでは住民 1 人当たりの行政コスト、それは特別職の報酬なんかも入っております。非常に感銘を受けました。ありがとうございます。

(池田会長)

とりあえず、第 1 のテーマについては意見交換をまずは終えることにしまして、次の第 2 の論点に移りたいと思います。

市長、副市長の給与の他都市比較、民間比較、それから海外比較、この点につきまして、これまで主として国内、他都市における市長、副市長との比較、あるいは海外における幾つかの都市のケースとの比較をやって参りました。それで、国内の民間比較との関係で、市長、副市長はいわば自治体の経営者であるというような観点からいきますと、そういう比較もあり得るのではないかという点、それから海外比較については特に行政コスト、1 人当たりの住民の負担との関係での指摘もいただきました。それぞれ色々ご意見をいただいたところで、ここで改めて全体について少し意見の方向性をですね、勿論最終的に食い違うところは食い違うところとしてあろうかと思いますが、共有出来るところはあるのか、ないのか、出来ればその方向性というのを審議会として少し本日の議論で見えるようにしたいと思っております。この点について、いかがでしょうか。

(生駒委員)

渡部委員から前に提出していただいた海外の比較の資料、私あれを拝見しまして最初大きな差がございました。しかし今回、あれはなかなか自分の頭の中に入らなかったのですが、山崎委員から提出されたコストですね、渡部委員が、コストが重要だとおっしゃっていて、その考え方がこういう風に人口の比較で出来るんだと。この表が非常に頭に入ってきています。さほど高いのではないのだなと理解が見えてきました。ただ一つ分らないのは、現在の報酬というのは、カット後のことをおっしゃられているのか、カット前のことをおっしゃられているのか分らなかったの、そこをお聞きしてよろしいでしょうか。

(池田会長)

事務局の方で、可能な範囲で補足いただければと思います。

(給与課長)

このグラフに使われている数字を見ますと、2014 年の数字ということで、前回渡部委員にご提出いただいたのは 2007 年と 2014 年の資料がございまして、2014 年については私も第 1 回目の時にお出した資料でございまして、これはカット前の本則値です。アメリカの方のデータは、私はそのあたりははっきりとは分かりませんので。

(渡部委員)

2014 年についてはアメリカの場合も日本の場合も、カット前の本則値でございます。総務省の資料を拝見して、カット後も知っていますけど、カット後は暫定的ですからね。いつ変わるか分からないので、本則値で管理しております。私の考えを、山崎委員が立派な表を作られて提出いただいたのですが、これは市長コストを住民 1 人で割って、更にですね、トップ市人口と大阪市人口を割ったものを掛けるということは、私には意図的に日米格差を解消するような数字にしか見えないですね。やはり単純に、住民 1 人当たり幾らコストがかかったのかということ、大体これ皆さん、国際比較の統計を見てください。全て住民 1 人当たり幾らと統計はとられております。以上。

(池田会長)

ありがとうございます。この表の見方については、確かに色々な観点からご意見をいただいているところですが、本日あいにく山崎委員はご欠席ですので、直接反論出来ない立場なので、その点配慮する必要があると思いますが、察するところ恐らく住民 1 人当たりの市長コストと、都市のサイズと言いますか、人口のファクターをベースにした都市のサイズとの関係で全体として仕事のボリューム感も合わせながら、トータル的に同じようなイメージですとこのようなことになるのではないかとというのが一つのご指摘だろうかと受け止めております。

(渡部委員)

会長、1 分だけ。今のご説明を理論的に補完しますとね、山崎委員が挙げている大阪の人口、ということはいいですが、行政というのは企業経営と同じだと言いますが、規模が大きくなるとより効率的になる可能性が強いんですね。10 万人の都市よりも 1,000 万人の都市の方がより効率的により安く行政を行うことが出来ると。だから非常に住民の負担が軽減すると。ところが、この掛け算をしますとですね、それをチャラにしてしまうと。人口を 10 万人とした場合どうですかとなると行政の効率性が全く無視されてしまうということになります。

(池田会長)

欠席委員との意見の違いをここでクリアにする趣旨ではありませんので、そういう見方もあるということで受け止めていただければと思います。それから人口の点をご覧になりましたけれども、地域に住んでいる人口というところの数字、これははっきりしている訳なのですが、それに加えて都市というのは他地域から昼間人口と言われますように、そのインフラを地域住民以外の他都市の住民が活用するということもあり得ますので、その点の感覚としてあるのではないかと少し補足します。

(渡部委員)

はい、30秒。会長のおっしゃる通りです。但しですね、住民コストという場合、やはりですね、住所をそこに定めて住民税を払っている者が基準になっていますので、私の場合は夜間の人口でとっております。確かに会長がおっしゃるような見方もありますが、税金を払うというのを基準にしております。

(池田会長)

あまり議論を精緻化することもないかと思いますが、自然人、法人の場合はどうなるかという話もございますけれども、一応この程度にしておきたいと思いますが。

いかがでしょうか。色々ご意見いただいたところですが、第2テーマにつきましてなおご意見、補足いただけたところがありますでしょうか。

(渡部委員)

倉持委員が、全員に是非。

(倉持委員)

1点目、都市間の比較は、アメリカの場合でしたら州の役割、市の役割、それから連邦政府の役割とありますので、そういったものを含めて考えていかないと。要するに、何をどの程度やっているのかということが一番重要なのかなと。勿論都市間の比較も参考にはなるとは思いますが、前提として、行政コストが低ければ低いほどいいのか、あるいは他の水準なんかも一定必要ではないかと私なんかは思っている訳です。

2点目、民間企業の役員同士との比較なんですけれども、これもあまりいたずらに官民比較してどちらが高い、どちらが低いということではなしに、特に民の場合は今ですね、役員については業績比例のウェイトが、世界的にも非常に大きくなっています。当然業績を上げれば、それに伴ってベースが低くてもオプションで大きくなるという仕組みになっています。ですから、民間企業のグローバルな企業になれば、当然プロ野球選手のように非常な業績を上げていけば非常な報酬、アメリカなんかはそうですけど。それに比べて日本の場合は従業員の平均と役員の平均もそんなに差がない状況ですので、この辺も単純に数字だけの比較ではありません。

3点目、これは笑い話なのですが、1～2か月前にシンガポールだとかタイの部長職の方が給与が日本の部長より高いという新聞記事が出ていましたけれども、私どもの会社でもそういうことを言う人がいたんですが、定期採用者が100人いればその内30人くらいが部長になる企業とですね、東南アジアのように本当に部長の数が少ないところと、単純に部長という名前だけで報酬を比較しても無理だと。30人分の給料と3人か5人分の給料の比較なら分かるけれどと言っておった訳ですが。

何でもそうですが、表れている数字ではなしに、例えば報酬ならどういう考え方で決め

るのかということが一番重要ではないかと。勿論数字によって動いておりますので、ある程度の勘案は必要だと思っております。一番大事なのは、市長、副市長の給料をどういう風に考えるのかということだと私自身は思っております。以上です。

(池田会長)

ありがとうございます。なかなかこの比較というのは、共通の前提条件を揃えるのが難しいという指摘はある訳ですが、具体的にこの審議会で意見として求められているところの結論として必ずしもそれが直結するのかどうかという方向性については少し、皆さんに意見をお願い出来ればと思います。

(生駒委員)

皆さまの意見を聞いておまして、私も同じ考えのところがございます。単純な都市比較は難しいなと思います。海外の場合、国の文化や歴史というのもありますし、市長という特別職という職務に対する考え方、先程日本の場合は今までやってきた職務を終えて、一つの職業として考えているという方向性もありましたので、単純に参考資料として見るのはいいんですけども、ただそれで数値比較するのは非常に難しいなと思いました。

それと民間との比較ですが、先ほど倉持委員もおっしゃっていただけんですけど、やはり民間は業績連動です。業績が悪ければ、経営者はオーナーであっても、報酬もとれないこともございます。しかし、それとは行政のトップというのは違うと思います。市が非常に発展して財政も豊かになって、いい時のことというのは民間と連動して考えることが出来ると思うんです。どんどん良くなっていると。けれど、マイナスの時を民間とイコールにして、悪いから下げなければならないというのは、市長にこれからなっただけの方たち、色んな優秀な人たちに来ていただいて市政をやっていただかなければならないと考えますと、単純な連動は難しいのではないかと思います。以上です。

(池田会長)

第2のテーマにつきましては、もしあれば後ほど戻らせていただきますが、この程度ということで、その次の第3テーマに移ります。

(渡部委員)

会長、1分だけ。

(池田会長)

どうぞ。

(渡部委員)

今、倉持委員が言われたどういう基準で決めるのか。これが私も一番悩んでいることでございまして、大阪市の情報によりますと、数年前に大幅削減と、暫定的であるけれど、それを決めておられますね。そして今回また委員会を作って議論しろということは、その基準がですね、橋下市長が、自分がどうあるべきかと、具体的には橋下市長の要請に基づいて決めるのか、一般的、抽象的な日本の首長のあり方からやるのとは、全く違うと思うんですね。橋下市長のことはどういう方が知りませんが、一つだけ、大阪から日本を変えるんだという地方行政改革に私は賛同して、発言もさせていただいているんですね。一般、抽象的ではなくて、橋下市長という方、それが仮にですよ、今大幅な暫定的なカットをしていますけれど、それを無視してもっときちとしたあるべき姿を示してくれるんだったら、自分もそれに従いますよという非常に強い決意の下の審議会かですね。それとも一般、抽象的なのか、私はそれが悩ましいんですね。ですからどのように発言していいのか。そして最後に、また県と州と違うというのはその通りです。私は細かい数字も持っていますが、2009年ベースで見ますとですね、大阪府は議員の1人当たりのコストは179円60銭でした。ところが、カリフォルニアは3,676万人おりますが、37円90銭で、5倍から6倍日本が高いです。ニューヨークは1,949万人おりますけれど、1人当たりのコストは86円10銭ですから、約2倍のコストになっております。以上。

(池田会長)

では第2テーマについてはこの程度ということで、これ以降のテーマも基本的に同じことなんですが、我々はあくまであるべき姿というか、本則値がどうなのかというのを第三者、客観的な立場でご意見をいただくということにしておりますので、その次のテーマにつきましてもよろしくお願いします。

その次の第3テーマは市長、副市長の退職手当のあり方ということにつきまして、ご意見いただければという風に思います。

(生駒委員)

この審議に入らせていただいてから、退職手当のことについて、自分の中でも非常に考えが揺れております。任期が終わってこんなに貰っていいものか、継続してまた貰っていいものかとずっと最初は思っていたのですが、色々な仕事内容を伺うにつれて、非常に重責であると。それから、前職を終えて全身全霊をもって取り組んでいると。そうすると、少しは必要なのではないかと。しかし、行政は赤字でしんどい場合、取っていいのだろうか、非常に揺れています。ということは、どういうことかということ、フレキシブルに考えられるような制度というのがもし作れるようであれば、先程もおっしゃっていましたが、固定的なものでなければ、何と連動させるかはこれから考えなければなりませんけれども、決まりごとだから、必ずこれは出すんですということでは、違うという風に感じました。

(池田会長)

その他、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

(中村委員)

今、生駒委員が発言してくださった意見に賛同なんですけれども、退職金を就任前から固定して決めるのであれば、別に退職金ではなくてもいいんじゃないかと思うんですね。一般企業では退職金の制度自体減ってきていますし、ここに書いてある通り、役員の退職慰労金という制度を採用されているところ、私の伺っている関与先でもかなり少なくなってきたりまして、年間の報酬というのと、退職金というのと両方あるというのが、なかなか理解出来ていなくて、年間貰われていて辞める時にまた貰うのか、といったイメージを持たれるのであれば、初めから決められている金額で支給されるのであれば、この2つを分けられる必要はないのではないかと思います。ですので、退職金は業務を行っていた間の報酬の後払い的性格という風に考えるのか、どういう風に考えるのかというのは色々あると思うんですけれども、退職金として分けて考えるのであれば、その方が就任してくださった間のやってくださったことにある程度連動出来るような形で支給されるというのが、もっともだというイメージを持ちます。

(池田会長)

他にご意見ございませんでしょうか。

(倉持委員)

よろしいでしょうか。両委員が言われた通りなんですけれども、特に市長、副市長の場合は任期が4年ですので、4年で退職金を貰うと思うんですね。カットのように、税金が2分の1課税ということではなしに、今は5年以下ですか5未満ですか、殆どメリットがないんですね。そういう意味では、予め退職金の金額も任期を満了すれば幾らと分かっている訳ですので、増減ありませんし、私は廃止した方がはっきりするのではないかと。先ほどご意見がありました過去の分は、打ち切り支給すれば既得権には一切影響しませんので、過去の退職金あるいは年金については、打ち切り支給、すると既得権益は守られる訳ですので、むしろ将来に向かってどうするべきかを決めた方がすっきりはすると思いませんね。

(渡部委員)

私もですね、今3人、生駒委員、倉持委員、中村委員がおっしゃったようにですね、退職金は首長にはそぐわないと思います。例えば、また国際比較の話なんですけど、少なくともOECD諸国とアメリカ、EUなんかを見ましてでもですね、首長が退職金を貰うのは、彼らは信じられないというんです。世界が激動していると、そんな中で日本の主要産業が

どんどん落ち込んでですね、世界と競争して生きているのに、世界動向を把握し認識し危機感もなかったからですよ。やはり地方自治だって、世界の中で動いておる訳ですね。日本が最高の水準であれば兎も角ですね、非常に日本の地方自治があまりよろしくないことはみんな知っている訳です。その時に、より良いところの制度からですね、学ぶということは必要不可欠なんですよ。すぐ国際比較と言えば、日本は日本、世界は世界、東京は東京、大阪は大阪となりますが、それは違うんですね。ですから、最後に言いますが、首長には戦前の伝統が続いて退職金を払っている訳ですよ。21世紀の民主主義社会における、大阪市の首長の退職金なんかは、本来の民主的、効率的、透明性高き地方自治制度を確立するためにはですね、これは全くそぐわない、不要であると。但し、今倉持委員が言われましたけど、既得権益に対する憲法上の保障ということもありますから。将来的には不要だと私は思います。以上。

(池田会長)

それではそろそろ、このテーマに関する議論は終えたいと思います。

なお、本日欠席委員がお出しいただいた意見について、事務局を通じて開示させていただきまされたけれども、これについてはそれぞれ意見があるという風に思います。そこで第4テーマは、そういうところを踏まえまして、市長、副市長の年収、退職手当の水準ということで、これは年収総額のある種の水準のようなところの議論として意見交換出来ればと思っておりますが、いかがでしょうか。ご意見いただければと思います。

なお、給料月額他に、地域手当あるいは期末手当、このあたりのところのご議論もあります。それから先ほど出て参りました、退職手当あるいは退職手当相当分のようなものについて、これを0という意見もありますし、何らかの形でやめるのであれば、それを月額に加算するというご意見もございましたが、そのようなところも含めて、どういう形で設定をして、いくべきなのかというあたりでご意見いただければという風に思います。いかがでしょうか。

(生駒委員)

特別職と考えますので、一般職の水準と連動するのは違うかなと思います。あと年収の水準については、やはりコストの問題や他都市との比較や、色々議論させていただいておりますが、仕事を説明いただいて、相当重労働というか、重いという意味だけでなく、重責な仕事とも考えられますので、それなりに報酬というのは必要だと考えます。

また、退職手当ですけれども、なくてはいいのではないかと思うのですが、例えば民間企業で考えて、仕事をそこで終わった時に、次の仕事を探さなければなりません。定年という考え方ではありませんで、次の仕事を探すためには2～3か月かかるのかなと。2～3か月生活しないといけなくて、これはこの場に合った発言ではないのかもしれませんが、それくらいあれば何とか次の職探し、3か月で見つかるかどうかは分かりませんが、な

くてもいいとも思っているんです。また、変動制で成果連動も必要だと思っていますが、数字を出せと言われると、民間的に考えれば、このようかなと思いました。

(池田会長)

ありがとうございます。いかがでしょうか。その他ご意見いただければと思います。

(生駒委員)

すみません。地域手当の件で。

地域手当と期末手当は、これは不必要ではないかと。分かりにくいので、報酬の中に含まれたらいいのではないかなという風に思いました。

(池田会長)

はい、ありがとうございました。いかがでしょうか。

(倉持委員)

よろしいでしょうか。

私も、地域手当というか、特別職については手当は要らないのではないかと。やはり住民にとって、首長に対して、どれくらいのコストがかかっているのかということが明示されればそれで充分であって、私は退職手当も止めて、それもインクルーズして考えていくべきだと考えておる訳ですけれども。

あと、年間の報酬を決めて、それを毎月どうするか、あるいは、ここにあるような期末手当というか賞与的なものをそうするかという、支払い方の問題で、年間のコストがどうなるのかということを決めればいいのではないかなと。

先ほど渡部先生もおっしゃっていましたが、全て地方自治体の、国の報酬体系、給与体系をそのまま持ってきていますので。あるいはベースが一般職のものをそのまま踏襲して練り上げてきた部分があると思いますので、そういった面で新しい特別職の報酬の基準を考える上では、出来るだけ住民にとって分かりやすいかたちを示すことが、重要なのではないかなと思います。

(池田会長)

ありがとうございます。最終的に我々は、具体の数字で答申を纏める必要があります。その関係で、全委員の考え方の方向性というのをなるべく共通認識が出来るところはそのようにいきたいという風に思っております。

今まで様々なご意見をいただきました。一方では職責の重さというもの、それから組織のマネジメントというところからくる重さもあります。また、特定の首長うんぬんではなしに、あるべき論として、やはりそういう方になるべき方は、優れた人材、そういう方

が選挙という形をとって就任されるというところから、それに見合うと言いますか、それに相応しい報酬という視点があります。それから、市民目線から見て、先程もご指摘いただきましたけれども、分かりやすい金額というか、理解、説明可能な金額というのがあるかと思います。そのようなところも含めて、少し具体の数字を、今どうこうということではありませんが。例えば現状の数字を今お手元の資料にお示ししておりますので、ほぼ現状維持の方向なのか、あるいはそれがどうなのか、あるいは削減するということであれば、それぞれの委員の感覚、方向性として、どれくらいのところの削減なのかというところのあたりでご指摘いただくと、今後の作業との関係で必要かと。いずれにしても避けては通れません。今日は欠席委員が2名ございますので、その委員の意見も合わせて全体の意見も取り纏めていきたいと思いますが、まずは出席した委員の意見をそのあたりで少し整理出来ればと思っておりますが、いかがでしょうか。

(渡部委員)

まず、地域手当なんかは戦前の霞が関からの官僚的発想の残滓なんですよ。ですからこれは要らないかと。何故あるのか逆に驚きました。退職金についても皆さんがおっしゃった通り、要らないと思います。ただ、市長、副市長の年収については、ここである程度決めるのは反対です。例えば、1%上げます、1%下げますということ、正式に決めなくても言ったとします。すると今度、議員を決める時にですね、拘束されてしまう気がするんですよ。今、これだけ議論したんですから、各委員の頭の中で具体的にイメージを持っていけばいいので、ここで上げます下げます、具体的なパーセントを上げるのはすべきではないと。でないと、次の議員の議論に全部それが影響してくると思います。議員の議論が終わった段階で、全体的に見て、首長、議員、どうしましょうという格好で具体的な数字をつめたらいいと思います。以上。

(会長)

ありがとうございます。今ご提案いただいた、ご指摘がありましたので、本日は時間の関係もございましたので、4つのテーマについての意見交換は一応この程度ということで終えさせていただきます。それぞれの方向性につきましては、それぞれの委員がご指摘いただいたところでクリアかと思しますので、この程度にしておきたいと思します。

本日、市長、副市長の給料及び退職手当が存続するか存続しないか、それから存続した場合の額、水準、そのあたりのところのテーマとして予定させていただいたところで、少なくとも各委員のスタンスについては概ねしっかりお出しいただいたと受け止めていますので、少し事務局の方にご負担をお掛けしますが、本日の議論の整理をいただくということで、次回の審議会の方に繋げていきたいと思します。

先ほど渡部委員からもありましたように、議員報酬それから政務活動費についても議論を深めていかなければなりませんので、次回はそのあたりをかなり掘り下げたかたちで意

見交換をしていきたいと思っておりますが、事務局の方で何かございますか。

(給与課長)

結構でございます。

(倉持委員)

すみません。事務局に質問というか、市長の報酬等については、民間企業では自主返上というのがあるんですけども、そういうのは議会の了解が要るんでしょうか。あるいは条例で決まった金額を必ず出さなければならないんでしょうか。

(人事室長)

条例で決まっていますんで、条例の方を市長からかけていって、自分の給料を減額するよう図っていくという風になります。

(倉持委員)

ということは、むやみやたらに自分で減額という訳には、例えば財政状況を勘案してこうしたいということであっても、常に議会の同意というか。

(人事室長)

行政的な手続き、条例も含めて必要です。

(倉持委員)

はい、分かりました。

(池田会長)

私も頭の中が充分整理出来ていないのですが、公職選挙法との関係で、条例で議会のそういう手順が必要だという風に理解出来ているんですが、事務局で補足していただければ。

(人事室長)

市長の退職金を寄付する、辞退するということになりますと、自治体への寄付行為になりますので、それは公職選挙法に違反する可能性が出てきますので、むやみやたらに寄付する、辞退するというのは市長の立場からすると出来ません。

(池田会長)

審議会としては先ほど議論していますように、あるべき論で本則値を議論させていただいておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いします。

それでは次回の審議会は既に日程を調整いただき、ご連絡も入っているかと思いますが、7月1日午前10時からということで、この会議室での開催ということになっております。委員の皆さま、本日は大変お忙しい中、色々ご意見いただきましてありがとうございます。今後、10月を目途に答申というスケジュール感を共有させていただいているところで、今後どうぞご協力のほどよろしく申し上げます。

(渡部委員)

会長、11月ではなかったでしょうか。

(池田会長)

私の記憶では10月かと。

それでは本日の審議会を終えさせていただきます。ありがとうございました。